

内部監査態勢

基本的な考え方

みずほフィナンシャルグループにおいて、「内部監査」とは、取締役会が承認した計画等に基づき、被監査部門・業務から独立した立場で、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールに係る各プロセスの有効性・適切性を客観的・総合的に評価し、課題解決のための改善提言・是正勧告等まで実施する一連の活動として位置づけています。

当グループの内部監査はこの一連の活動の遂行を通じて、当グループ各社の取締役会が自己責任原則経営の責務を効率的

かつ有効に成し遂げることを支援します。具体的には、みずほフィナンシャルグループ(持株会社)が「内部監査の基本方針」を定め、この基本方針にのっとり主要グループ会社が各社のグループ会社を含めて内部監査を実施する態勢としています。

また、グループ会社横断的なリスク項目については、各社内部監査グループが共同で監査を実施する等、グループとしてのリスクコントロール状況も検証しています。

当グループの内部監査の運営体制

■ みずほフィナンシャルグループ

当社では、業務部門から独立した業務監査委員会(委員長:執行役社長)を設置し、内部監査に関する重要事項の審議・決定を行っています。また、監査委員会に対して個別監査および計画の進捗状況・監査結果等について報告し、調査依頼または具体的な指示を受ける体制としています。

内部監査については、主要グループ会社からの内部監査の結果や問題点のフォローアップ状況等の報告に基づいて各社の内部監査と内部管理態勢を検証することにより、主要グループ会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しています。

また、それらの検証結果および当グループの内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会にて審議・決議を行い監査委員会および取締役会に報告しています。

■ みずほ銀行・みずほ信託銀行

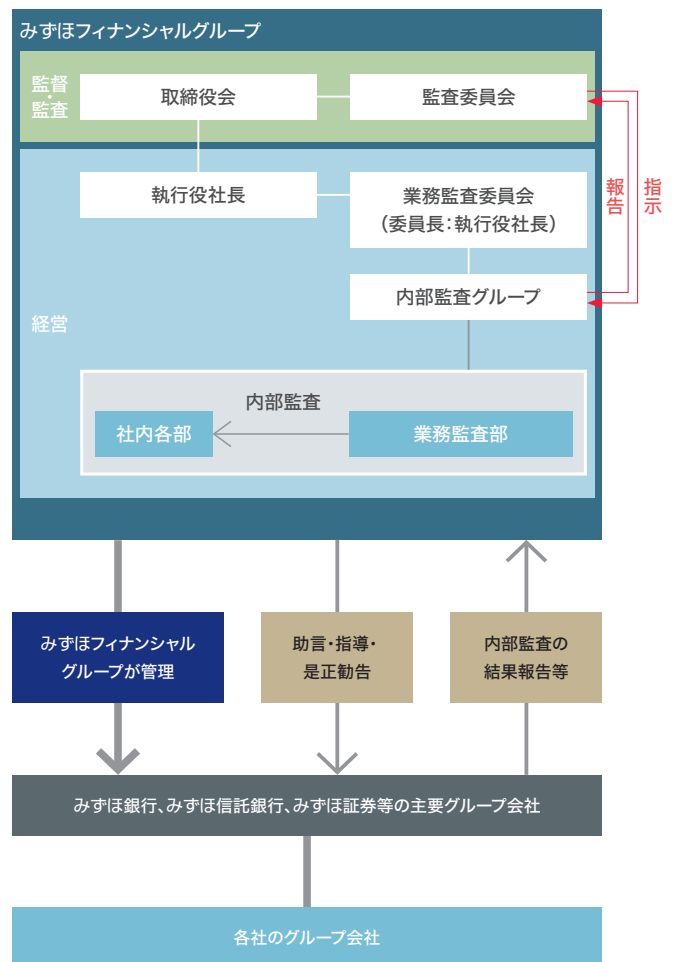
みずほ銀行およびみずほ信託銀行においても、業務部門から独立した業務監査委員会を設置し、内部監査グループの独立性を確保しています。また、監査等委員会に対して個別監査および計画の進捗状況・監査結果等について報告し、調査依頼または具体的な指示を受ける体制としています。

両行では業務監査部を設置し、国内外営業拠点・本部各部室・グループ会社等の内部監査を実施しています。具体的には、コンプライアンスやリスク管理等に関する業務運営状況の適切性・有効性等を検証しています。

■ その他の主要グループ会社

その他の主要グループ会社においても、各々の業態の特性を勘案した効果的・効率的な内部監査体制を構築しています。

■ 内部監査の運営体制



(2021年6月末現在)